

坂戸市公共施設等有料広告取扱要領

(平成16年6月17日決裁)

(令和4年5月11日改正)

1 趣旨

この要領は、坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱（平成16年坂戸市告示第107号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 掲載位置

- (1) 広告の掲載位置は、施設等を所管する課（所・室）長（以下「所管課長等」という。）が決定する。
- (2) 所管課長等は、前項の決定に際し、必要があると認めるときは、坂戸市有料広告選定委員会の意見を求めるものとする。

3 掲載方法等

- (1) 施設、物品への掲示は、シール等取付け及び取外しが容易であるものとし、塗装は行わないものとする。
- (2) 掲示する広告物は、落下等により市民及び職員に危険を及ぼすおそれのある資材等を使用してはならない。
- (3) 掲載者は、広報さかどへ広告の掲載を行うに当たり、掲載を希望する発行日の1月前までに総合政策部広報広聴課へ版下原稿を提出するものとする。
- (4) 掲載者は、施設、物品へ広告の掲示及び撤去を行うに当たり、市職員の立会いを受けなければならない。
- (5) 所管課長等は、掲載者が速やかに広告を掲載できるよう配慮しなければならない。
- (6) 所管課長等は、広告掲載場所が次の状態となったときは、直ちに総合政策部財政課長（以下「財政課長」という。）へ報告しなければならない。
 - ア 広告が掲載不能となったとき。
 - イ 広告の掲載が業務に著しく支障を来す状態となったとき。
 - ウ その他広告の掲載が適切でないとき。

4 掲載期間

広告の掲載は、平成16年9月1日からとする。

5 掲載料金の納付

- (1) 広告の掲載料金は、原則として通知後14日以内に納付するものとする。
- (2) 市の都合により、掲載を認めた期間前に広告を掲載するときは、期間前に係る掲載料金は徴収しないものとする。

- (3) 広告の掲載期間が翌年度にまたがるときは、掲載期間が属する年度ごとに掲載料金を分割納付するものとする。

6 掲載要件

- (1) 要綱第2条第7号「その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの」については、別記（要綱第2条第7号関係）のとおりとする。
- (2) 所管課長等は、掲載要件を変更する必要があると認めるときは、直ちに財政課長へ協議しなければならない。

7 受付

- (1) 広告掲載の申込受付及び掲載の可否の決定に関する事務は、広告を掲載する施設等の所管課で行う。
- (2) 所管課長等は、広告の掲載の申込みを希望する者が当該施設等の確認を希望したときは、業務に支障のない範囲内でこれを認めるとともに、必要な説明を行わなければならない。

8 掲載の可否の決定

- (1) 所管課長等は、掲載の可否の決定に際し必要があると認めるときは、坂戸市有料広告選定委員会の意見を聴くことができる。
- (2) 所管課長等は、掲載の可否の決定をしたときは、速やかに申込者へ通知しなければならない。
- (3) 掲載を認める期間は、1年を限度とする。ただし、掲載者が引き続き掲載を希望するときは、他の申込者に優先して引き続き掲載を認めることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

10 適用

この要領は平成16年7月1日から適用する。

別記（要綱第2条第7号関係）

- 1 個人名が記載されているもの（ただし、個人名が商店等の名称に使用されている場合を除く）
- 2 あたかも市、国、他の地方公共団体等が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- 3 施設、物品への掲示については、次に該当するもの
 - （1）本来の機能に支障を来す、又は損傷させるおそれのあるもの
 - （2）施設、物品の塗装を伴うもの
 - （3）広告物の表面に著しい凹凸があるもの
 - （4）発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しているもの
 - （5）広告物に著しい厚みがあるもの
 - （6）落下等により市民及び職員に危険を及ぼすおそれのある資材等を使用しているもの
 - （7）屋外での掲示については、次に該当するもの
 - ア 本来の機能に支障を来す、又は損傷させるおそれのあるもの
 - イ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの（広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次に該当するもの）
 - （ア）地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
 - （イ）文字表記が縦書きであるもの